

評議員、理事及び監事の報酬等の規程
(公益財団法人ダイヤ高齢社会研究財団)

評議員会の承認取得日：平成22年6月9日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人ダイヤ高齢社会研究財団（以下「本財団」という。）定款第13条、第29条、第44条の規定に基づき、評議員、理事及び監事（以下「役員等」という。）の報酬等を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、用語の定義は、次の通りとする。

- (1) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいい、その名称の如何を問わない。退職手当は支給しないものとする。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、特別手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬額)

- 第3条 評議員の報酬は、定款第13条の定めた全評議員の年額の総額の範囲内において、評議員会に出席した場合、1日につき20,000円とする。
- 2 理事及び監事の報酬は、理事会、評議員会に出席した場合、1日につき20,000円とする。
 - 3 監事による会計・業務監査の報酬は、年200,000円とする。
 - 4 賛助会員会社に所属する役員等については、第1項、第2項及び第3項に関して、無報酬とする。

(旅費交通費の支給)

第4条 役員等が遠隔地から評議員会及び理事会に出席するため、特別の経費を要する場合には、本財団の役職員旅費規程に定める基準に準じて、その費用を支給することができる。

(支給方法)

第5条 第3条の報酬額及び前条の旅費交通費は、評議員会及び理事会に出席する都度、現金により支給する。ただし、監事による会計・業務監査の報酬は、年度末に支給する。

(公表)

第6条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事（理事長）が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項の定める公益法人の設立の登記の日から施行する。